

孤独・孤立対策推進会議の開催について

令和3年3月12日
内閣総理大臣決裁
令和3年12月24日
一部改正
令和5年6月15日
一部改正

1. 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策推進会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長 孤独・孤立対策担当大臣
構成員 孤独・孤立対策担当大臣を補佐する内閣府副大臣
内閣府特命担当大臣（金融）を補佐する内閣府副大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）を補佐する内閣府副大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）を補佐する内閣府副大臣
デジタル副大臣
復興大臣の指名する復興副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
法務副大臣
外務大臣の指名する外務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
農林水産大臣の指名する農林水産副大臣
経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
国土交通大臣の指名する国土交通副大臣
環境大臣の指名する環境副大臣
防衛副大臣
警察庁次長
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。